

岩手県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第43号

岩手県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県収入証紙条例施行規則（昭和48年岩手県規則第27号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後										
<p>(証紙の取扱手数料の交付)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 前項の証紙の取扱手数料は、市町村又は売りさばき人が条例第5条第2項の規定により買い受けた証紙の月額を、次の表の左欄に掲げる金額に区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を順次適用して計算した金額の合計額に100分の105を乗じて得た額とする。</p> <table border="1"><tr><td>1,000万円以下の金額</td><td>100分の4</td></tr><tr><td>1,000万円を超え1,200万円以下の金額</td><td>100分の3</td></tr><tr><td>1,200万円を超え1,500万円以下の金額</td><td>100分の2</td></tr><tr><td>1,500万円を超え2,000万円以下の金額</td><td>100分の1</td></tr><tr><td>2,000万円を超える金額</td><td>100分の0.5</td></tr></table> <p>3 前項の規定にかかわらず、前年度における証紙の売渡額の総額が6,000万円を超えない市町村及び売りさばき人に係る証紙の取扱手数料は、市町村又は売りさばき人が条例第5条第2項の規定により買い受けた証紙の月額に100分の4を乗じて得た額に100分の105を乗じて得た額とする。</p> <p>4 [略]</p>	1,000万円以下の金額	100分の4	1,000万円を超え1,200万円以下の金額	100分の3	1,200万円を超え1,500万円以下の金額	100分の2	1,500万円を超え2,000万円以下の金額	100分の1	2,000万円を超える金額	100分の0.5	<p>(証紙の取扱手数料の交付)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 前項の証紙の取扱手数料は、市町村又は売りさばき人が条例第5条第2項の規定により買い受けた証紙の月額に<u>100分の3</u>を乗じて得た額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 [略]</p>
1,000万円以下の金額	100分の4										
1,000万円を超え1,200万円以下の金額	100分の3										
1,200万円を超え1,500万円以下の金額	100分の2										
1,500万円を超え2,000万円以下の金額	100分の1										
2,000万円を超える金額	100分の0.5										
備考 改正部分は、下線の部分である。											

附 則

- この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間における第18条第1項の証紙の取扱手数料は、この規則による改正後の岩手県収入証紙条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第18条第2項の規定にかかわらず、平成25年度における証紙の売渡額の総額が、6,000万円を超えない市町村及び売りさばき人に係るものにあつては市町村又は売りさばき人が岩手県収入証紙条例第5条第2項の規定により買い受けた証紙の月額に100分の3.5を乗じて得た額に100分の108を乗じて得た額とし、6,000万円を超える市町村及び売りさばき人に係るものにあつては市町村又は売りさばき人が同項の規定により買い受けた証紙の月額を、次の表の左欄に掲げる金額に区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を順次適用して計算した金額の合計額に100分の108を乗じて得た額とする。

1,000万円以下の金額	100分の3.5
1,000万円を超え1,200万円以下の金額	100分の3
1,200万円を超え1,500万円以下の金額	100分の2.5
1,500万円を超える金額	100分の1.75

- 改正後の規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる証紙の売渡しについて適用し、同日前に行われた証紙の売渡しに

については、なお従前の例による。